

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 23 日現在

機関番号：32701

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530036

研究課題名(和文)「公-共-私」の枠組みによる日本国憲法の再検討

研究課題名(英文) Re-examining and reconstituting theory of Japanese constitutional law based on a framework of private-common-public.

研究代表者

村山 史世 (MURAYAMA, Fumiyo)

麻布大学・その他部局等・講師

研究者番号：60318889

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：憲法理論の前提である公私二元論の再検討と、社会実態に即した「公-共-私」の枠組みでの再構成を目的とした。成果は以下の通り。統治機構における共の領域の意義。憲法が想定する統治機構の間隙を、現実には自治会や町内会、財産区など共の組織が多様な方法で埋めている。共の領域の持続的管理とESD。コミュニティが担う「資源・エネルギー・労働の共同管理」と「構成員へのアイデンティティの付与」は、持続可能な社会の実現に資する。資源・エネルギー・労働が市場原理に委ねられた結果、個別化された個人はアイデンティティを国家や私事に求める傾向にある。共の領域の持続的管理にはESDのような学びが必要となる。

研究成果の概要(英文)：My research is re-examining the public-private dualism that is the fundamental theory of constitutional law, and reconstituting constitutional theory based on a framework of private-common-public. The achievements are the followings. 1. Contents of common area on governing system. Clearance gap of governing system that constitutional law assumes is filled by common system such as neighborhood community association or property ward in a wide variety of ways. 2. Sustainable governance of commons and Education for Sustainable Development (ESD). It contributes to sustainable society that function of community to manage resource, energy and labor, and to affirm identity of its members. As results to leave resource, energy and labor to market, individualized persons search for their identity to nation or privacy. It is necessary for sustainable development of commons to ensure opportunity to study and learning such as ESD.

研究分野：憲法学 ESD 環境教育 まちづくり

キーワード：公私二元論 コミュニティ 自律した個人像 コモンズ 社会的共通資本 ESD Basic Human Needs 私事化

## 1. 研究開始当初の背景

- (1) わが国の憲法理論は、近代国民国家の成立に関する歴史認識に基づいた「公私二元論」を前提としている。近代市民革命を経た近代市民国家は、封建的身分制と中間団体を廃棄して国民国家と自律的な個人で構成される市民社会を析出した。そして国家が「公」、社会が「私」の領域となっている。公私二元論はフェミニズムやコミュニタリアンによる批判にされているが、未だに憲法学では公私二元論が維持されている。
- (2) 公私二元論を憲法理論は容認し、フェミニズムやコミュニタリアンは批判しているが、いずれも方法論的には一致に法哲学的・政治哲学的立場から日本国憲法を解釈し、演繹的に結論を導くという方法をとっている。
- (3) 日本の政治的・社会的現実、必ずしも公私二元論という規範に合致しない。現実が規範に一致する必要はないし、一致しないからこそ有益な点もあるが、統治行為論的にも、人権論的にも、家族や自治会・町内会、財産区など「共」の領域を担っているコミュニティの存在を無視してしまう。
- (4) 政治学や経済学、社会学、まちづくりや環境学では「共」の領域に注目した研究は多く著されているが、憲法学では中川剛の研究を除いては、ほとんど見出されない。

## 2. 研究の目的

- (1) わが国の憲法理論の前提となっている公私二元論を再検討し、わが国の社会の現実に根ざした「公・共・私」の枠組みで帰納法的に再構成するためのデータ収集を目的とする。
- (2) 方法論にある特定の法哲学や政治哲学に基づいて日本国憲法の解釈を行うような演繹的な方法ではなくて、社会実態を帰納法的に客観的に認識するような方法で、広報理論の再構築のための素材を収集し、公法理論の活性化に貢献することを目的とする。
- (3) 憲法学の統治組織論に対しては、市民自治の観点から、インフォーマルな組織も含めてその機能を再評価する。
- (4) 人権論においては、「自律した個人像」を批判的に検討し、個人のアイデンティティの構築や市場原理から個人のセーフガードとなるコミュニティの役割を再評価する。

## 3. 研究の方法

- (1) 文献調査。  
調査対象は憲法学および憲法学以外の文献。憲法学以外の文献としては、政治学、社会学、経済学、まちづくり論、環境学、そして教育学などの文献を収集した。
- (2) 学会・研究会への出席・意見交換。  
憲法だけでなく、様々な分野の学会や研究会に出席して、意見交換・情報交換を行った。そこで出会った専門家や実践者の何人かへは、後日特別に時間を作ってもらってインタビューおよび意見交換を行った。インタビュー

ーしたのは、憲法学者に留まらず、法社会学者、教育学、環境学、まちづくりの専門家や実践者への聞き取りを行った。

### (3) ESDの調査及び実践。

研究途中に、環境省事業平成25年度「持続可能な地域づくりを担う人材育成事業」の神奈川県事務局となり、持続可能な開発のための教育 (Education for Sustainable Development = ESD) の神奈川県での地域プログラムの実証事業と ESD の普及啓発活動を行った。この経験は、本研究にとっても有益であった。まず第一に、持続可能性という視点は、憲法学の人権論においても、統治組織論においても欠けており、共の領域を考える上で新たな視点を与えてくれた。第二に、社会の存続のためには次世代の担い手の育成、すなわち教育が必要である。この点、ESD は、コミュニティから切り離されて、いわゆる受験に役立つ「学力」をつけることを目的としているわけではない。むしろ、その学びは、個人の栄達や国家に有用な人材の育成ではなく、自然や社会の持続可能性という目的に結び付けられている。個人 = 「私」や国家 = 「公」ではなくて、地域コミュニティ = 「共」と学習者をつなげて、「共」の領域を創造・発展させるような学びの実践である。

「共」の領域の想像・発展の観点から、ESD の専門家や実践者と研究会や意見交換会を行った。

## 4. 研究成果

### (1) 共の領域の探求

共の領域としては、家族や自治会・町内会、NPO や農村コミュニティなど、様々な中間的なコミュニティが存在する。その存在の携帯も多様である。公法人や法人など、法的主体であることもあるが、そうでない単なる任意団体であることも多く、その実態把握は難しい。しかしながら、その存在は、地域において重要な役割を果たしている。

統治組織において注目したいのは、「財産区」である。財産区とは、地方自治法上の特別地方公共団体である。1889年の「町村制」で誕生した。入会林野をはじめとした旧村民が管理してきた財産を、市町村合併後も旧村単位のまま管理・利用するために設置された。(泉留維・齋藤暖生・山下詠子・浅井美香『ローカルコモンズとしての財産区』(2008年))

財産区は合併前の旧村の共同の財産を持続的に維持するための制度であり、法人格も認められている。その共同財産は、入会地などの山林や沼、池、茅原など、農山村の資源・エネルギーの源泉であり、構成員の無償労働で維持管理されていた。

このような統治組織でありながら、あまり注目されないのは、多くの人にとってその存在意義が認識されていないからであろう。しかし、平成の大合併後も財産区は維持されている。共の組織としての実態を、必ずしもす

すべての財産区が果たしているわけではないが、注目すべき存在である。

## (2) 共の機能

共の組織の機能は、地域の「資源・エネルギー・労働」の共同管理と、その活動に参画する構成員にアイデンティティを付与する。資源・エネルギーの中心が、例えば薪のように、地域で調達し地域で消費する時代は、コミュニティがその資源・エネルギーの管理と分配を行っていた。そのコミュニティに参画することは地域で生きてゆくには当然のことであったし、無償労働に参加することで、コミュニティから正当性を与えられ、アイデンティティを付与された。

つまり、個人はコミュニティに結びつけていた。

個人主義の強調と市場経済の発展は、個人の個別化をもたらし、コミュニティの崩壊とともに、個人のアイデンティティの危機をもたらした。またコミュニティが担っていた資源・エネルギー・労働の共同管理も低下する傾向にある。

## (3) 人権論への展望

個人主義をベースとした人権論、とくに自己決定権論は、個人の個別化の基底理論となっている。個人は、コミュニティから切り離されて、経済社会において、自己決定をし、自己責任を負うことをモデルとしている。このような個人は、コミュニティや共の領域が共同管理していた社会的共通資本（宇沢弘文）には考慮しない。

私は、自己決定権論に依拠しないで、人権論の基礎に「人としての根本的ニーズ(Basic Human Needs)」を置いた人権論を構想した。(村山史世「第16章 人として根本的ニーズ 基本的人権の原理と限界」石崎学・笹沼弘志・押久保倫夫編著『リアル憲法学(第2版)』(2013) 法律文化社 pp. 163-174) また、生活安全条例に関して、市民自治、市民のガバナンスの観点からその意義も考察した(村山史世「協働・住民自治と監視社会 - 豊島区生活安全条例」法と民主主義 No. 377 (2003) pp. 28-31) このような人権論の方向性は重要であることは確認できた。更なる展開は、今後の課題である。

## (4) 統治組織論への展望

先ほどの財産区のように、統治を担っている共の組織は存在する。平成の大合併では、地域自治区も生まれた。財産区や地域自治区、あるいは森林組合や水利組合などはそれでも法令上の根拠の組織であるが、地域には法人格もなく、実態もはっきりしなしが、確かに住民の財産(資源・エネルギー・労働)を共同管理していることはいくつかの事例で確認できた。実態把握が困難ではあるが、今後も研究を続けてゆく。

## (5) ESDと人権教育

共の領域を持続的に維持管理し、次代につなげてゆくためには、最終的には学びが必要である。公の領域 = 国家的利益は、法令の規制や利益誘導の政策で、私の領域 = 経済的利益は市場原理で誘導できるが、公の領域 = コモンズは、その存在意義を構成員が学び、活

動するしかない。すなわち、持続可能な開発のための教育、ESDが必要となる。ESDは、地域コミュニティを作る教育である、との一面がある(村山史世「ESDの実践と地域社会の変容」日本環境教育学会編『日本の環境教育第2集 環境教育とESD』(2014) 東洋館出版社 pp. 90-96)。

ESDには、人権教育も重要な一分野であるが、人権教育の人権論および実践と、憲法学の人権論には齟齬がある。この点に関しては、学会発表を行った。(村山史世「ESDおよびGAPにおける人権論 - 自己決定権論対Basic Human Needs (BHN) 論 -」日本共生科学会 2015年6月14日 神奈川県立生命の星・地球博物館)

今後も ESD および人権教育の研究も続けてゆく。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

村山史世・小此木美咲・小宮菜摘「ESD 化された環境教育プログラムにおける参加者およびスタッフの変容」日本環境教育学会関東支部年報 No.9 (2015) pp. 1-6 (査読なし)

村山史世・小宮菜摘「教育プログラムをESD化するための一手法について」武蔵野大学環境研究所紀要 No.4 (2015) pp. 75-86 (査読なし)

〔学会発表〕(計 7 件)

村山史世・小此木美咲・小宮菜摘「ESD 化された環境教育プログラムにおける参加者およびスタッフの変容」日本環境教育学会関東支部 2015年3月7日 学習院大学

村山史世・小宮菜摘「教育プログラムのESD化に関する一手法」日本環境教育学会 2014年8月2日3日 法政大学

村山史世「中山間地域の地域経営を考える 相模原市青根地区の事例」コミュニティ政策学会 2014年7月6日 横浜開港記念館

村山史世「麻布大学と地域コミュニティ環境科学科の『隠れたカリキュラム』」コミュニティ政策学会 2013年7月7日 西南学院大学

村山史世「公私二元論と共の領域-憲法学およびまちづくり論を題材に」日本共生科学会 2013年6月9日 東京大学医科学研究所

村山史世「学生の実践コミュニティ」日本環境心理学学会 2013年3月9日 武蔵野大学

村山史世・石田恵理・小宮菜摘・小島慎伍・  
福原美砂・音光寺良・國分琳太郎 「環境学  
習・まちづくりを通じた『実践コミュニティ』  
の形成」 2012年8月11日～12日 立教大  
学

〔図書〕(計 2 件)

村山史世 「ESDの実践と地域社会の変容」  
日本環境教育学会編 『日本の環境教育第2  
集 環境教育とESD』(2014) 東洋館出版社 p  
p. 90-96

村山史世 「第16章 人として根本的な二  
ーズ 基本的人権の原理と限界」「第18章 多  
忙な憲法の番人 裁判所」 石崎学・笹沼弘  
志・押久保倫夫編著 『リアル憲法学(第2  
版)』(2013) 法律文化社 pp. 163-174, 18  
6-195

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

村山 史世 (MURAYAMA, Fumiyo)  
麻布大学 生命・環境科学部 講師  
研究者番号: 60318889